(趣旨)

第1条 この規則は、久万高原町景観条例(令和元年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

- 第2条 条例第2条第1項第3号の規則で定める工作物は、以下のものとする。
 - (1) プラント等、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等
 - (2) 鉄塔等、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等
 - (3) 前各号に定めるもののほか、町長が指定するもの

(行為の届出)

- 第3条 法第16条第1項に規定する届出は、久万高原町景観計画区域内行為 届出書(様式第1号)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100 号。以下「法施行規則」という。)第1条第2項に掲げる図書及び町長が必 要と認めた図書を添付して行わなければならない。
- 3 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、久万高原町景観計画 区域内行為変更届出書(様式第2号)により、前項に定める図書を添付して 行うものとする。
- 4 町長は、第1項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届 出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、久万高原町景 観形成基準適合通知書(様式第3号)により、その旨を当該届出をした者に 対し通知するものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による届出をした者は、前項の規定による通知を 受けたときは、当該届出に係る行為に着手することができる。

(事前協議)

- 第4条 条例第11条の規定による事前協議は、条例第8条の規定による届出の少なくとも30日前までに、久万高原町景観計画区域内行為事前協議申出書(様式第4号)に、前条第2項に定める添付図書に準じる資料をもって行わなければならない。
- 2 町長は、前項の事前協議を行った場合は、協議結果を事前協議者に、久万 高原町景観計画区域内行為事前協議完了通知書(様式第5号)により通知す るものとする。

(勧告及び公表の方法)

- 第5条 法第16条第3項の規定による勧告は、久万高原町景観計画区域内行 為勧告書(様式第6号)により行うものとする。
- 2 条例第14条第2項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名 称、勧告の内容その他町長が必要と認める事項を、告示その他町長が適当と 認める方法により行うものとする。

(行為の完了等の届出)

第6条 条例第15条の規定による報告は、久万高原町景観計画区域内行為完了(中止)届出書(様式第7号)により必要書類を添えて行わなければならない。

(景観重要建造物所有者の同意)

第7条 条例第17条第2項の規定により、景観重要建造物を指定しようとするときは、同意書(様式第8号)により当該所有者の同意を得るものとす。

(景観重要建造物の現状変更届)

第8条 条例第19条の規定による当該景観重要建造物の現状変更等を行う所有者は、景観重要建造物現状変更届(様式第9号)を町長に届け出るものとする。

(景観重要樹木所有者の同意)

- 第9条 条例第22条第2項により、景観重要樹木を指定しようとするときは、同意書(様式第10号)により当該所有者の同意を得るものとする。 (景観重要樹木の現状変更届)
- 第10条 条例第24条の規定による当該景観重要樹木の現状変更等を行う所有者は、景観重要樹木現状変更届(様式第11号)により町長に届け出る

ものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の標識)

第11条 法第21条第2項又は法第30条第2項に規定する景観重要建造物 又は景観重要樹木の標識は、周囲の景観と調和する色彩、意匠及び形態と し、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と協議の上、法施行規則第8 条又は第13条に規定する事項について、公衆の見やすい場所に設置するも のとする。

(景観審議会)

- 第12条 景観審議会は委員10人以内で組織し、委員は町長が委嘱する。
- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合 における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 景観審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選より定める。
- 4 景観審議会は、会長が招集し会議の議長となる。
- 5 景観審議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 6 景観審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 専門的事項の調査・審査の上で必要と認めた場合には、委員以外の者から 専門委員を置くこととし、会長が委嘱する。
- 8 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (委任)
- 第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。